第一章　総則

第一条第一項中「省令」を「規則」に改め、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の下に「、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号。以下「再処理規則」という。）及び再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十七号。以下「事業指定基準規則」という。）」を加え、同条第二項を削る。

第二条第一項中「省令」を「規則」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第二章　安全機能を有する施設

第三条を次のように改める。

（核燃料物質の臨界防止）

第三条　安全機能を有する施設には、核燃料物質の取扱い上の一つの単位（以下「単一ユニット」という。）において、運転時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、核燃料物質の濃度、質量若しくは同位体の組成の管理若しくは中性子吸収材の形状寸法、濃度若しくは材質の管理又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置その他の適切な措置を講じなければならない。

2　安全機能を有する施設には、単一ユニットが二つ以上存在する場合において、運転時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、単一ユニット相互間の適切な配置の維持若しくは単一ユニットの相互間における中性子の遮蔽材の使用又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置を講じなければならない。

3　再処理施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を施設しなければならない。

第四条第一項中「再処理施設が火災」を「安全機能を有する施設が火災又は爆発」に、「再処理施設の安全」を「再処理施設の安全性」に改め、「必要に応じて」を削り、「限る。」の下に「以下同じ。」を加え、同条第二項中「再処理施設の安全」を「安全上重要な施設の安全機能」に改め、同条第三項中「非常用電源設備その他の安全上重要な施設であつて、火災」を「安全機能を有する施設であつて、火災又は爆発」に、「防火措置」を「防護措置」に改め、同条第四項中「火災」の下に「及び爆発」を加え、同条第八項中「再処理設備」を「再処理施設」に、「しうる」を「し得る」に改め、同条第十二項中「火災」の下に「及び爆発」を加え、「しうる」を「し得る」に改める。

第五条を次のように改める。

（安全機能を有する施設の地盤）

第五条　安全機能を有する施設は、事業指定基準規則第六条第一項の地震力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に施設しなければならない。

第五条の次に次の六条を加える。

（地震による損傷の防止）

第五条の二　安全機能を有する施設は、これに作用する地震力（事業指定基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力をいう。）による損壊により公衆に放射線障害を及ぼさないように施設しなければならない。

2　耐震重要施設（事業指定基準規則第六条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。）は、基準地震動による地震力（事業指定基準規則第七条第三項に規定する基準地震動による地震力をいう。以下同じ。）に対してその安全機能が損なわれるおそれがないように施設しなければならない。

3　耐震重要施設が事業指定基準規則第七条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

（津波による損傷の防止）

第五条の三　安全機能を有する施設が基準津波（事業指定基準規則第八条に規定する基準津波をいう。以下同じ。）によりその安全機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

（外部からの衝撃による損傷の防止）

第五条の四　安全機能を有する施設が想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全機能を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。

2　周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）により再処理施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

3　航空機の墜落により再処理施設の安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

（再処理施設への人の不法な侵入等の防止）

第五条の五　再処理施設を設置する工場又は事業所（以下「工場等」という。）には、再処理施設への人の不法な侵入、再処理施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第十四条の二第二項第五号において同じ。）を防止するため、適切な措置を講じなければならない。

（再処理施設内における溢水による損傷の防止）

第五条の六　安全機能を有する施設が再処理施設内における溢水の発生によりその安全機能を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

（再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止）

第五条の七　安全機能を有する施設が再処理施設内における化学薬品の漏えいによりその安全機能を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

第六条第一項及び第二項中「再処理施設に」を「安全機能を有する施設に」に、「再処理施設の安全」を「再処理施設の安全性」に改める。

第七条中「再処理施設は」を「安全機能を有する施設は」に改め、同条第二号、第三号、第四号、第五号、第七号及び第八号中「しうる」を「し得る」に改め、同条第九号ロ中「堰（せき）」を「堰」に改め、同号ハ中「再処理施設を設置する工場又は事業所」を「工場等」に、「湧（ゆう）水」を「湧水」に改める。

第八条の見出しを「（遮蔽）」に改め、同条中「再処理施設を設置する工場又は事業所内の」を「工場等内における」に、「しやへい能力」を「遮蔽能力」に、「しやへい設備」を「遮蔽設備」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

安全機能を有する施設は、運転時及び停止時において再処理施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように施設しなければならない。

第十一条中「次に掲げるところにより施設しなければ」を「再処理施設の安全性を確保する機能を維持するために必要がある場合には、当該施設自体又は当該施設が属する系統として多重性を有するものでなければ」に改め、同条各号を削り、同条を第十一条の二とする。

第十条の次に次の一条を加える。

（安全機能を有する施設）

第十一条　安全機能を有する施設は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるように施設しなければならない。

2　安全機能を有する施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができるように施設しなければならない。

3　安全機能を有する施設は、その安全機能を維持するため、適切な保守及び修理ができるように施設しなければならない。